

重要事項説明書

株式会社 Make it better
しゃるうる訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人名称	株式会社 Make it better
代表取締役	神山 朗範
所在地	千葉県印西市牧の原 5-302-44
設立年月日	令和 4 年 2 月 25 日

2. 事業所の概要

事業所名称	しゃるうる訪問看護ステーション		
管理者	近藤 悦子		
所在地	住所	千葉県佐倉市臼井田 2339-1 カーサ松戸 206	
	電話	043-497-6932	
	FAX	043-497-6933	

3. 事業所の職員体制

職種	人員	備考
看護師	(常勤 2 名) (非常勤 3 名)	管理業務を行うものも含む
理学療法士	(常勤 1 名) (非常勤 0 名)	
作業療法士	(常勤 2 名) (非常勤 0 名)	
言語聴覚士	(常勤 2 名) (非常勤 0 名)	
営業日		営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び8月13日から15日、 12月31日から1月3日は除きます。		9時から17時30分まで

4. 営業日及び営業時間

※利用者の状態に応じて、必要な場合は営業時間外でのサービス提供も行います。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察
- (2) 日常生活の看護
- (3) 療養生活や介護方法の指導
- (4) 認知症の方への看護
- (5) リハビリテーション
- (6) カテーテル類の管理や褥瘡の処置等、医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や住宅サービス利用についての相談
- (9) 終末期の看護

6. ご利用料金

(1) 介護保険

令和6年6月1日作成

訪問看護利用料金

基本料金	看護師による訪問	20分未満	314単位/回
		30分未満	471単位/回
		30分以上1時間未満	823単位/回
		1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訪問		
		20分	286単位/回
		40分	572単位/回
		60分	771単位/回
加算項目	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3単位/回
	夜間(18時～22時)・早朝(6～8時)加算		上記単位数に25%加算
	深夜(22～6時)加算		上記単位数に50%加算
	特別管理加算(Ⅰ)		500単位/月
	特別管理加算(Ⅱ)		250単位/月
	初回加算(Ⅰ)		350単位/回
	初回加算(Ⅱ)		300単位/回
	退院時共同指導加算		600単位/回
	長時間訪問看護加算		300単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)		254単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)		402単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分未満)		201単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)		317単位/回
	口腔連携強化加算		50単位/月
	ターミナルケア加算		2,500単位/回

介護予防訪問看護利用料金

基本料金	看護師による訪問	20分未満	303単位/回
		30分未満	451単位/回
		30分以上1時間未満	794単位/回
		1時間以上1時間30分未満	1,090単位/回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訪問		
	20分	利用開始から1年未満	276単位/回
		利用開始から1年以上	261単位/回
	40分	利用開始から1年未満	552単位/回
		利用開始から1年以上	522単位/回
	60分	利用開始から1年未満	402単位/回
		利用開始から1年以上	357単位/回
加算項目	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3単位/回
	夜間(18時～22時)・早朝(6～8時)加算		上記単位数に25%加算
	深夜(22～6時)加算		上記単位数に50%加算
	特別管理加算(Ⅰ)		500単位/月
	特別管理加算(Ⅱ)		250単位/月
	初回加算(Ⅰ)		350単位/回
	初回加算(Ⅱ)		300単位/回
	退院時共同指導加算		600単位/回
	長時間訪問看護加算		300単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)		254単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)		402単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分未満)		201単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)		317単位/回
	口腔連携強化加算		50単位

※地域区分(5級地)のため1単位あたり10.70円での計算となります。

(2) 医療保険

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

訪問回数	訪問回数	利用料	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	1日1回につき	5,550円
	週4日目以降	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3回まで(同一日に2人)	1日1回につき	5,550円
	週4回以降(同一日に2人)	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問		8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日訪問日		7,670円
	2回目以降の訪問		3,000円

病状や条件により以下の料金等が加算されます。

加算	算定回数	加算料金
特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	4,500円
	1日に3回以上訪問した場合	8,000円
情報提供療養費加算	月1回	1,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回	2,100円
深夜訪問看護加算	1日1回	4,200円
長時間訪問看護加算	週に1回	5,200円
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者に該当する場合 (1日につき)	1,800円
	上記以外の場合(1日につき)	1,300円
複数名訪問看護加算(看護師等)	週に1回	4,500円
複数名訪問看護加算(その他職員)	1日1回	3,000円
複数名訪問看護加算(その他職員)	1日2回	6,000円
退院時共同指導加算	入院中に1回	8,000円
特別管理指導加算	入院中に2回まで	2,000円
退院支援指導加算	退院日のみ	6,000円
退院支援指導加算(長時間)	退院日のみ	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日1回)	2,650円
	月15日目以降(1日1回)	2,000円
24時間対応体制加算	月1回	6,800円
ターミナルケア療養費1	1回	25,000円
ターミナルケア療養費2	1回	10,000円
在宅患者緊急等カンファ加算	月2回	2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 ※	月1回	50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780円

7. キャンセル料

サービスの利用を中止する際は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

しゃるうる訪問看護ステーション	043-497-6932
-----------------	--------------

サービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし急変・緊急等のやむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金	3,000円
---------	--------

8. ご利用にあたってのお願い

各種保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、必ずお知

らせてください。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、訪問看護指示書や訪問看護申込書に記載されている緊急連絡先（ご家族、主治医、医療機関、居宅介護支援事業者等）に速やかに連絡します。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用又は管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動中のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険 ベーシックプラン

11. 苦情相談窓口

（1）事業所

しやるうる訪問看護ステーション 管理者 近藤 悦子	電話番号	043-497-6932
	FAX 番号	043-497-6933

（2）介護保険

千葉県国保連合会 介護保険課	電話番号	043-254-7428
佐倉市 介護保険課	電話番号	043-484-6174
印西市 高齢福祉課	電話番号	0476-33-4623
八千代市 長寿支援課	電話番号	047-483-1151
四街道市 高齢者支援課	電話番号	043-388-8300

（3）医療保険

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	電話番号	043-254-7404
-------------------------	------	--------------

12. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	近藤 悦子
---------	-------

（2）苦情解決体制を整備しています。

（3）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（4）虐待防止委員会を設置しています。

（5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

13. その他

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため以下の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、金銭の管理や貸借などの金銭の取り扱いはいたしません。
- (2) 看護師等は、関係法規等に基づいて利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うものとされています。それ以外のサービスはいたしません。
- (3) 看護師等に対する贈答物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が行うものです。

以上

【説明確認欄】 私は以上のとおり説明を受け同意し、契約を締結しました。

令和 年 月 日

利用者（または代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印 続柄（ ）

緊急連絡先 _____

【説明確認欄】 以上のとおり文書を交付し、説明しました。

事業者名称 株式会社 Make it better

事業所名称 しやるうる訪問看護ステーション

住 所 千葉県佐倉市臼井田 2339-1 カーサ松戸 206 号室

管 理 者 近藤 悦子 印